

別紙 6

健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法の
改正案

現 行	改 正 案
<p>健康保険法第四十四条第一項に規定する療養（同法第四十三条第二項に規定する食事療養を除く。）についての費用の額の算定については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）の例による。この場合において、前歯部の鑄造歯冠修復又は歯冠継続歯に金合金又は白金加金を使用したときは、歯科鑄造用金銀パラジウム合金を使用したものとみなし、総義歯の床部に金属を使用したときは、スルフォン樹脂を使用したものとみなし、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十条の二第一項に規定する治験に係る診療を行ったときは、当該診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わなかつたこととみなし、特定承認保険医療機関における検査の費用の算定については、当該特定承認保険医療機関は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第一医科診療報酬点数表第二章第三部に定める高度の医療を提供する病院であつて別に厚生労働大臣が指定する保険医療機関とみなす。</p>	<p>1 健康保険法第四十四条第一項に規定する療養（同法第四十三条第二項に規定する食事療養を除く。）についての費用の額の算定については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）の例による。この場合において、別表第一の上覧に掲げる療養を行った場合にあつては同表の下欄に掲げる療養を行ったものとみなして、別表第二に掲げる療養を行った場合にあつては同表の下欄に掲げる点数を用いて、それぞれ算定するものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、特定承認保険医療機関の病棟（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項に規定する特定機能病院その他の病院の病棟であつて別に厚生労働大臣が指定するものに限る。）における療養（健康保険法第四十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項に規定する食事療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に相当するものに限る。）についての費用の額の算定については、当該療養を提供する特定承認保険医療機関の病棟ごとに別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>※ 第2項については平成15年3月31日までの間に、対象医療機関を指定した上で実施する。</p>

別表第一

前歯部の鑄造歯冠修復又は歯冠継続歯に金合金又は白金加金を使用した療養	前歯部の鑄造歯冠修復又は歯冠継続歯に歯科鑄造用金銀パラジウム合金を使用した療養
総義歯の床部に金属を使用した療養	総義歯の床部にスルフォン樹脂を使用した療養
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十条の二第一項に規定する治験に係る診療	上欄の診療のうち検査、画像診断、投薬及び注射に係る診療（投薬及び注射に係る診療にあつては、当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの
薬事法第八十条の三第一項に規定する治験に係る診療	上欄の診療のうち検査及び画像診断に係る診療（当該治験の対象とされる医療用具を使用した処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から当該処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八日を経過する日までの間（二以上の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた場合にあつては、最初の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して前八日目に当たる日から最後の処置若しくは手術又は歯冠修復及び欠損補綴が行われた日から起算して八日を経過する日までの間とする。）に行われたものに限る。）を行わないもの

別表第二

入院期間が百八十日を超えた日以後の入院に係る療養	上欄の療養に係る所定点数から、当該所定点数を構成する点数であつて別に厚生労働大臣が定めるものに百分の十五を乗じた点数を控除した点数
特定承認保険医療機関における検査	上欄の特定承認保険医療機関を健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第一医科診療報酬点数表第2章第3部に定める高度の医療を提供する病院であつて別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関とみなして算定した点数